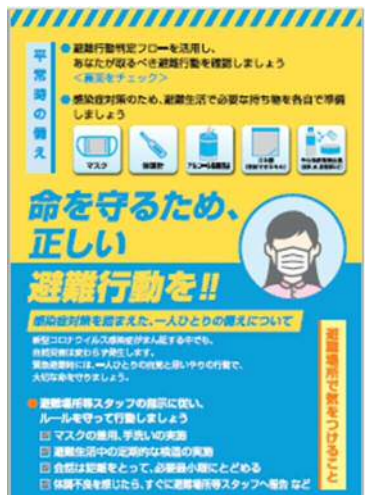


(令和2年7月6日発表)

避難行動時における新型コロナウイルス感染症対策も踏まえた

避難の理解力を向上することを目的とした啓発チラシの作成

<p>◆ アピールポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年台風第19号の教訓を踏まえ、一人ひとりに避難の理解力を向上させ、「命を守るための正しい避難行動を」を実現するための啓発チラシを作成しました。 出水期を迎える中、避難場所における新型コロナウイルスの蔓延を防ぎ、市民の皆様が衛生的な環境で、安心して適切な避難行動が行えるよう啓発チラシを作成しました。
<p>◆ 内容など</p>	<p>住民自らが自宅の災害リスクを把握し、災害時にとるべき避難行動をわかりやすく判断するための静岡市独自の避難行動判定フローの活用や、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた一人ひとりの備えについて記載しています。</p> <p><具体的事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 正しい避難行動の周知 風水害時避難行動判定フロー 感染症対策を踏まえた避難生活で必要な持出し品の準備について 避難場所での留意事項 
<p>◆ 配布方法 ・掲出場所等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 印刷物の配布・配架 7月上旬より市立全小中学校の生徒 46,000 人を通じて保護者に配布するほか、市立図書館、生涯学習交流館・生涯学習センターへの配架及び地域包括支援センターに配布します。また、市の防災講座、各区役所地域総務課などの窓口でも配布します。 インターネットサイト 市ホームページで公開しています。 ※静岡市トップページ>くらし>防災・消防>危機管理・防災>風水害時の避難について

別紙資料 有

ぜひ取材をお願いします

【問合せ】危機管理課 計画係（静岡庁舎低層棟3階）

担当 杉村、鈴木

電話 054-221-1236

平常時の備え

- 避難行動判定フローを活用し、あなたが取るべき避難行動を確認しましょう
＜裏面をチェック＞
- 感染症対策のため、避難生活に必要な持ち物を各自で準備しましょう



命を守るため、正しい

避難行動を!!



感染症対策を踏まえた、一人ひとりの備えについて

新型コロナウイルス感染症がまん延する中でも、自然災害は変わらず発生します。緊急避難時には、一人ひとりの自覚と思いやりの行動で、大切な命を守りましょう。

- 避難場所等スタッフの指示に従い、ルールを守って行動しましょう
 - ☑ マスクの着用、手洗いの実施
 - ☑ 避難生活中の定期的な検温の実施
 - ☑ 会話は距離をとって、必要最小限にとどめる
 - ☑ 体調不良を感じたら、すぐに避難場所等スタッフへ報告 など

避難場所
で気をつけること

事前に、自宅が安全か確認しましょう!

◆「避難」とは「難」を「避」けることです。

安全な場所にいる人は、避難場所等に行く必要はありません。
自宅に留まり、安全を確保することも避難です。

◆避難先は、小中学校や生涯学習交流館だけではありません。

安全な親戚・知人宅、地域集会所などに避難することも考えてみましょう。

◆避難する際には、早めの行動が必要不可欠です。

避難行動をためらわないでください。

あなたがとるべき避難行動は？ 風水害避難行動判定フロー



静岡市のハザードマップは、こちらのWEBサイトでご確認ください。

静岡市 ハザードマップ

検索

※1 ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

URL : <https://www2.wagmap.jp/shizuoka-hazard/Portal>

ハザードマップ※1で確認し、自宅がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、必要に応じて避難行動をとってください。

はい

災害の危険があるので、**原則として**自宅の外に避難が必要です。

例外

在宅避難（屋内安全確保）

以下の条件を満たす場合は、**自宅に留まり安全を確保することも可能です。**

<浸水害>

・洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側で、浸水する深さよりも高いところにいる。

<土砂災害>

・土砂災害の危険があっても、十分頑丈なマンション等の上層階に住んでいる。

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人、地域の集会所などはありますか？

はい

安全な親戚や知人宅、地域の集会所などに避難しましょう。
(日頃から相談しておきましょう。)

いいえ

静岡市が指定している**風水害緊急避難場所**に避難しましょう。

静岡市が避難情報等を発表した際は、上記の風水害避難行動判定フローに従って、適切な避難行動をとりましょう。

問い合わせ先



静岡市

総務局

危機管理総室危機管理課

054-221-1236

葵区役所

地域

総務課

054-221-1343

駿河区役所

地域

総務課

054-287-8683

清水区役所

地域

総務課

054-354-2024